慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中国ミャオ族の「憑きもの」に関する人類学研究
Sub Title	
Author	陶, 冶(Tou, Ya)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.62 (2006.) ,p.182- 185
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平成17年度[慶應義塾大学]大学院高度化推進研究費助成金報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000062-0182

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主要文献

H. Arendt, *The human condition*, University of Chicago Press, 1958.（『人間の条件』，志水速雄訳，中央公論社，1973，ちくま学芸文庫，1994.）

H. Arendt, *Between past and future: six exercises in political thought*, Penguin Books, 1968.（『過去と未来の間』，引田隆也，斎藤純一訳，みすず書房，1994.）

H. Arendt, *The life of mind, Thinking* (*v. 1*), *Willing* (*v. 2*), Harcourt, 1978.（『精神の生活』（上下 2 巻），佐藤和郎訳，岩波書店，1994.）

H. Arendt, *Lectures on Kant's political philosophy*, ed. Beiner, R., University of Chicago Press, 1982.（『カント政治哲学の講義』，浜田義文監訳，法政大学出版局，1987.）

エリザベス・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アーレント伝』，荒川幾男ほか訳 晶文社，1999.

D. R. Villa, *Arendt and Heidegger: The Fate of the Political*, Princeton Univ Press, 1995.（『アレントとハイデガー：政治的なものの運命』，青木隆嘉訳，法政大学出版局，2004.）

デーナ・R・ヴィラ『政治・哲学・恐怖：ハンナ・アレントの思想』，伊藤 誓，磯山甚一訳，法政大学出版局，2004.

マーガレット・カノヴァン『アレント政治思想の再解釈』，寺島俊穂，伊藤洋典訳，未来社，2004.

木村浩則「アレント教育論における『保守』と『革新』—ハンナ・アレントの教育理解再考」，『近代教育フォーラム』第 10 号，2001.

小玉重夫「始まりの喪失と近代：アレントにおける出生と教育」，『情況』，2000.5.

中国ミャオ族の「憑きもの」に関する人類学研究

陶 冶

1. 研究の概要・目的

「蠱」に関して，歴史文献では，「皿虫為蠱，疾如蠱」（『左伝』春秋），「以百蠱置皿中，俾相啖食，其存者為蠱」（『通志六書略』宋・鄭樵）などの記載がある。文献によれば，「蠱」は，二千年の前に，漢族の民間社会において出現した。ミャオ族は文献上でも古くから「蠱」という邪術を行うと記された。ミャオ族の社会について，「苗人能為蠱毒，其法五月五日聚毒蠱于一器之中，使相呑噬，并而為一，乃諸毒之犹者也。以之為蠱，中者立斃」（『峒溪諸苗奇俗纖志二』清）のような記述がある。そして，ミャオ族社会の慣習に対しても，漢族の古代の民間社会で行われたいわゆる「蠱」の概念を借用して記載されたに相違ない。

ミャオ族の「憑きもの」いわゆる「蠱」に関連する人類学的研究は，主に漢民族とミャオ族の民族関係に着目し，特に 18，19 世紀における民族間の対立やコミュニケーションでの民族境界によって生み出されるものと捉えた。例えば，人類学者ダイヤモンドも「蠱」という概念を援用し，漢族とのコミュニケーションの歴史的な文脈が着目 (Diamond 1988)，ほぼ邪術 (sorcery) と捉えた。それらの研究において，「蠱」という現象に対して，それがミャオ族側の社会に存在する状況や，当事者側の視点をあまり重視していなかった。

以上の問題意識を踏まえて，本研究は，民間信仰の角度からミャオ族の「憑きもの」いわゆる「蠱」に相当する民俗概念や，その現象と親族関係や村落移民史との関わりなどについて記述し論じる。

2. 民俗概念とその意味

①ジャ ja

ミャオ族の「憑き物」にあたる概念は，ジャ ja と呼ばれ，毒的な性質で人に病気と死をもたらすと認識される。ミャオ族の一支系である「ガノウ」人の言葉において，ジャというのは，名詞と形容詞として用いられ，「毒」と「毒的」を意味したり，西洋医の薬をも指したりする。

一般的に，村において，「誰がジャを持つ」あるいは「誰の家にジャがある」と言われる場合には，その人あるいはその家族が他人に有害で死を及ぼす神秘的能力を持つことを意味する。ジャを持つ人は主として女性であり，そういう神秘力は，母親から継承すると言われる。村において，ジャを所有と信じられている家族にはいくつかの氏姓がある。その家筋の家族の成員，特に女性は結婚する時に，ジャをもたない家族の人から忌避されるために，ジャの家筋を持つ家族から相手をさがすしかない。同じようなジャを持つ二つの家族が合意して婚姻関係を結ぶ場合が多い。そして，どの家族がジャを持つのは村で全員が知っているが，普段は公的な場ではあまり口に出さない。家族間に喧嘩あるいは賠償の争いをもたらす恐れがあるからである。

そして，ジャを持つ人が妬みや恨みなどの感情を抱くことにより他の人に危害を加えることができるとされる。それ以外に，ジャを持つ者が他の人にジャをつけないと持ち主自身あるいはその家族の成員に損害をもたらすと思われている。

②アジャ aja とユジャ yuja

ジャを持つ人がジャを他人にかけるのを アジャ aja と呼び，ジャを放すという意味である。ジャをかけられるのは ユジャ yuja と呼ばれる。前者の場合は，三つの方法がある。①一般的には，ジャを食べ物の中に隠して他の人に食べさせる。②施す対象の名前や年齢など知って呪詛しユジャさせる。③ジャを持つ人が悪意をもって人を見つめると見られた人はユジャさせられる。ユジャの結果として病気あるいは死亡となるが，その症状は喉の焼けどの感じや腹痛などであるとよく言われる。

ユジャ になったら，自分であるいは宗教的職能者アシャンに頼んで占いを行ってどこからジャを放されたか解明できるが，一般的には宗教的職能者は祓うことはできないという。

3. 村落社会における日常生活の中の「ジャ」

日常生活において，どの個人あるいはどの家族がジャを持つかはあまり口にしないが，ジャの家筋を持つ家族の人に警戒や，ジャにかけられることへの恐怖は，ちょっとした心身の不調やジャの家筋を持つ家族の成員，特にその家族の女性の不可解な行動をきかけに心の中に広がる。この点については，調査期間において，多くの村人が何度もその心配と疑惑を語ったり思いついたりしたことによって感じられた。

村においてジャに対して用心されることは主に飲食である。「村で誰かにもらった食べものを不注意に食べないこと」という忠告を何回も村人の知人にされたが，村人にとっても食事の後に喉かどこかに不快を覚えるようになったら，「ユジャしたか」，「食べ物をどこからもってきたの？」，「今日誰が家に来たの？」という疑問は言葉にはしばしば出てくる。それでも飲食の場合は用心できるからまだよいが，ジャをかける方法は実にいくつかのものがある上に，その原因としてはジャを持つ人の嫉妬，憎しみ，怒りなどの感情を引き起こした以外に，その身体に宿る神秘力を他人を及ぼさないと逆に自分に有害となるために，ジャをすべて防ぐことは困難である。

村人はいつもそのような「危険」のなかに身を置いていると考えているから，ジャを持つことについて話す時に示す軽侮と恐れの混ざった態度は，印象的なものである。そして，村では，よほどのことがないかぎりジャを持つ人の家を訪問することは回避され，ジャを持つ女性もあまり他人の家や公的な場所に出て来ない。

調査期間中に，昔は村にはジャに関わる事件がしばしばあったという話を何度か耳にしたことがある。当時はジャの疑惑があるならば，ユジャ（ジャをかけられる）の被害者あるいはその家族は村の有権者を摘発して，アジャ（ジャをかける）の加害者に賠償を要請できた。もしその告発された人が認めないとしたら，被害者家族はアシャンを頼んで占いの儀礼を行い，確認すると村のジャの家筋を持たない家族は連帯して，告発された人またその家族に懲罰を実行する。極端な場合に，例えば被害者が死亡した時としたら，告発されたジャの家筋を持つ家族は村から駆除される。

しかし，現在，政府はジャに関連する揉め事に対して，証拠がないから「封建迷信」と主張して認めない。村において何かについてユジャの噂があると，逆に噂された人が噂した人に賠償などを求めることができる。噂した人が証拠を出せないと政府の裁判所へ訴訟される。だからといって，村人の日常生活の中では，ジャを用心することは前述したように，依然としてよく見られる。そして，ジャの家筋を持つ人に関わる婚姻忌避もまったく緩和されていない。

4. 「ジャ」と親族規範

調査地とする村では，290 世帯のうちミャオ族の場合は，張氏（四つのリネージがある），白氏（韓氏家族を含めて三つのリネージがある），向氏（三つのリネージがある），蒋氏，莫氏の六つの氏姓があり，漢族が王氏，姚氏の二つの氏姓がある。そのうちで，ジャを持つ家族は合わせて 17-20 世帯で，ミャオ族のうちの張氏，白氏（韓氏含め）の二つの姓氏にしか分布しない。ここで興味深いのは，村の草分けの家族としての向氏と蒋氏の中にジャという家筋を持つ家族がまったくないことであり，さらに，村における 2 種類の宗教的職能者アシャンの出自も，たいていそのような特徴が見られるとはいえる（一人だけの向氏女性のアシャンは外村から嫁入ってきた）。

前述したように，ジャを持つ人は女性であり，その家筋が母系的に継承されるために，その家族に属する女性は，ジャを持たない家族の人に結婚の相手としては忌避され，同じようなジャの家筋を持つ家族から相手をさがすしかない。同じのようなジャを持つ二つの家族が合意した上で婚姻関係を結ぶ場合が多い。調査地は，村を外婚単位として厳格な外婚規制が実施されるために，論理上には，ジャの家筋をもつ家族に属する女性が通婚を通して村から継続的に出て行くので，男性が村の外でジャの家筋を持たない女性と結婚してそして分家することを通して，村にはジャを持つ家族の数が減り続けるはずだ。しかし，実際には，村のジャの家筋を持つ家族に属する男性は，一般的にジャを持つと思われないが，結婚する時に，村の外で同じようなジャの家筋を持つ女性を選択しがちである。したがって，村においてジャの家筋を持つ家族の数は，一定安定しておりしかも人口の増加に伴って増えるかもしれないと推測できよう。

5. ま と め

「ガノウ」人の村落社会において，「ジャ」という神秘力を持つとされる家族は草分けの家族でも，最も新しい家族でもなく，第二次入植者の家族であると見られる。それから，その地域的な外婚規制と

ジャを持つ家族成員との婚姻が回避される慣習とによって，ジャを持つ家族はその家筋を明確に遡ることができるとともに，その家族の再生産も一定の範囲の内に限定されている。

「ジャ」に関連する事件や儀礼などを直接観察したわけではないが，インフォーマントに聞いたことと，村人とジャを持つ家筋の家族の人々との日常的な付き合いで体験したこととしては，ジャを持つ主の主観的な意思によって発動する点では，人類学者のいう邪術 (sorcery) に近い。ただし，ジャを持ち主が家筋を通じて継承した邪悪な神秘力は，他人や自分の家族成員にかけなければならず，かけなければ自分が加害を受けるという自分でもコントロールできない側面から見れば，妖術 (witchcraft) に似ている性質もあるといえる。

また，ジャは，父系的傾向が強い「ガノウ」人の村において，母系のラインとして継承されるという方式からみれば，地域共同体を基盤とする親族規範の逆転を表す意味も持っている。また，ジャに関わる事件においてジャの家筋を持つ人とその家族の取り扱い方も，外婚規制によって形成される「村的」な親族組織の実効力を証明している。

主要参考文献

川野明正　2005『中国の〈憑きもの〉—華南地方の蠱毒と呪術的伝承』風響社.
曽　士才　1991「苗族の〈憑きもの〉に関する覚書」『中国の歴史と民俗』第一書房.
陶　　冶　2005「ミャオ族村落社会における二種類の宗教的職能者—中国貴州省東南部等雷山県の事例」『人間と社会の探求　慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第 59 号.
Diamond, Norma 1988 The Miao and poison: interaction on China's frontier, *Ethnology*, 27(1): 1-25
——, —— 1995 Defining the Miao: Ming,Qing and contemporary view, in Steven, Harrell, ed. *Cultural encounters on china'sethnic frontiers*, pp. 92-116. Seattle: University of Washington Press.
李　　卉　1960「説蠱毒与巫術」,『中央研究院民族研究所集刊』(臺北) 第 10 期.
王　建新　2004「論古代文獻中的〈蠱〉」,『中醫文獻雑誌』2004 年第 4 期.
翁　乃群　1996「蠱, 性和社會性別」,『中國社會科學季刊』(香港) 秋季卷, 總第 16 期.

生命倫理の社会学

——移植バンクの形成と公共性の諸相についての研究——

皆　吉　淳　平

本研究の概要

社会とは何か。社会そのものを問うことは，社会学の根本に位置する問題意識である。本研究において「生命倫理」を問うことも，この社会への問いから始まり，そこに収斂する。

クローン技術や胚性幹細胞 (ES 細胞) をめぐる研究など，生命をめぐる科学技術の研究成果から輝かしい未来予測が語られている。その一方で，これらの科学技術のさらなる進展と産業としての成熟を果たすためには，ヒトの受精卵などを資源として利用する必要がある。こうした人体の資源化という事態を前にして，我々には現代社会に対応した生命/身体をめぐる秩序形成が求められている。

人体の資源化と新たな秩序形成という課題が背景となり，生命をめぐる科学技術は「生命倫理が問わ